イ　令第五十二条の五の四第一号に掲げる場合　法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十六年告示第一号及び第二号の規定の例により計算した額を合算した額

ロ　令第五十二条の五の四第二号に掲げる場合　法第百六十五条第三項の規定により基金が老齢年金給付の支給に関する権利義務を承継した者について、それぞれ平成十七年告示の規定により計算した額

第七項中「第十一項」を「第十三項」に改める。

第八項中「第九号の四」を「第九号の五」に、「第七号の四」を「第八号の四」を「第八号の五」に改める。

第九項中「第九号の四まで」を「第九号の五まで」に、「第七号の三、第七号の四、第八号の三、第八号の四、第九号の三、第九号の四」を「第七号の三から第七号の五まで、第八号の三から第八号の五まで、第九号の三から第九号の五まで」に改める。

第十項中「から第五号の五まで」及び「、第五号の五」を削り、「第九号の四まで」を「第九号の五まで」に、「第七号の四、第八号の四、第九号の四」を「第七号の四、第七号の五、第八号の四、第八号の五、第九号の四、第九号の五」に改め、「同項第九号の四」の下に「及び第十五号」を加える。

第十一項中「平成十七年十月一日以後」の下に「平成十九年四月一日前」を加え、「第五号の五まで」を「第五号の六まで」に、「第五号の四、第五号の五」を「第五号の五、第五号の六」に、「第九号の四まで」を「第九号の五まで」に改め、「第八号の五、第九号の四」の下に「、第九号の五」を加え、「同項第五号の四中「平成十七年四月一日」を「同項第五号の五中「平成十七年十月一日」に改め、「とあり、及び同項第七号の五及び第八号の五中「平成十九年四月」」を削る。

第十二項を第十四項とし、第十一項の次に次の二項を加える。

12　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成十九年四月一日以後平成二十二年四月一日前に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の六まで」とあるのは「、第三号の四、第五号の五、第五号の六」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の五、第八号の五、第九号の四、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の五中「平成十七年十月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の五及び第八号の五中「平成十九年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の四中「平成十七年四月一日」とあり、同項第十一号から第十四号までの規定中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

13　平成十一年十月一日以後に合併等があった基金（平成二十二年四月一日以後に合併等があった基金に限る。）が解散した場合においては、第五項の規定により最後に算定した額を第一項第一号に掲げる額とみなして、同項の規定を適用する。この場合において、同項中「から第三号の四まで、第五号から第五号の六まで」とあるのは「、第三号の四、第五号の六」と、「第七号から第九号の五まで」とあるのは「第七号の五、第八号の五、第九号の五」と、同項第二号中「平成十一年十月から」とあり、及び同項第三号の四中「平成十七年四月から」とあるのは「第五項に規定する合併等があった月から」と、同項第五号の六中「平成二十二年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」と、同項第七号の五及び第八号の五中「平成十九年四月」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日の前日が属する月の翌月」と、同項第九号の五中「平成二十二年四月一日」とあり、同項第十一号から第十四号までの規定中「平成十七年十月一日」とあり、及び同項第十六号中「平成十九年四月一日」とあるのは「第五項に規定する合併等があった日」とする。

○厚生労働省告示第百三十一号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める者等（平成十二年厚生省告示第二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第二十号イ(2)(一)ｄ中「後期高齢者処置」を「長期療養患者褥瘡等処置」に改め、同号イ(2)(一)ｅ中「後期高齢者精神病棟等処置料」を「精神病棟等長期療養患者褥瘡等処置」に改める。

○厚生労働省告示第百三十二号

指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第十九号）、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準（平成十二年厚生省告示第二十一号）及び指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十七号）の規定に基づき、厚生労働大臣が定める施設基準（平成十二年厚生省告示第二十六号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

第十五号イ(2)中「病院（」の下に「診療報酬の算定方法（平成二十年厚生労働省告示第五十九号）の別表第一医科診療報酬点数表に規定する療養病棟入院基本料１の施設基準に適合しているものとして当該病院が地方厚生局長等に届け出た病棟、基本診療料の施設基準等の一部を改正する件（平成二十二年厚生労働省告示第七十二号）による改正前の」を加える。

○厚生労働省告示第百三十三号

職業能力開発促進法施行規則（昭和四十四年労働省令第二十四号）第六十四条の二第二項第八号、第六十四条の三第三項第三号、第六十四条の四第三項第六号及び第七号、第六十四条の五第三項第六号及び第七号並びに第六十四条の六第二項第二号及び第三項第三号の規定に基づき、職業能力開発促進法施行規則第四十五条の二第二項第九号等の規定に基づき厚生労働大臣が指定する専修学校又は各種学校を定める告示（昭和五十四年労働省告示第百十二号）の一部を次のように改正し、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

別表第三中「東京製菓学校　東京都」を「東京製菓学校　東京都
東京多摩調理製菓専門学校　東京都」に、「中央服装専門学校　沖縄県」を「中央服装専門学校　沖縄県
琉球調理師専修学校　沖縄県」に改める。

○厚生労働省告示第百三十四号

健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第六十一条第一項の規定に基づき、健康保険法施行令第六十一条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する地域（平成二十一年厚生労働省告示第五百二十五号）の一部を次のように改正する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭

表群馬県の項中「伊勢崎市、」を削り、同表埼玉県の項中「及び蕨市」を削り、同表東京都の項中「、多摩市」及び「、羽村市」を削り、同表奈良県の項中「、生駒郡安堵町」を削り、同表長崎県の項中「、北松浦郡江迎町」を削る。

○厚生労働省告示第百三十五号

社会福祉施設職員等退職手当共済法施行令（昭和三十六年政令第二百八十六号）第七条の規定に基づき、平成二十二年度の単位掛金額を四万四千七百円と定め、平成二十二年四月一日から適用する。

平成二十二年三月三十一日　厚生労働大臣　長妻　昭